

## 三重県労働委員会

# 個別労働関係紛争のあっせん制度のご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

個別労働関係紛争のあっせんは、個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

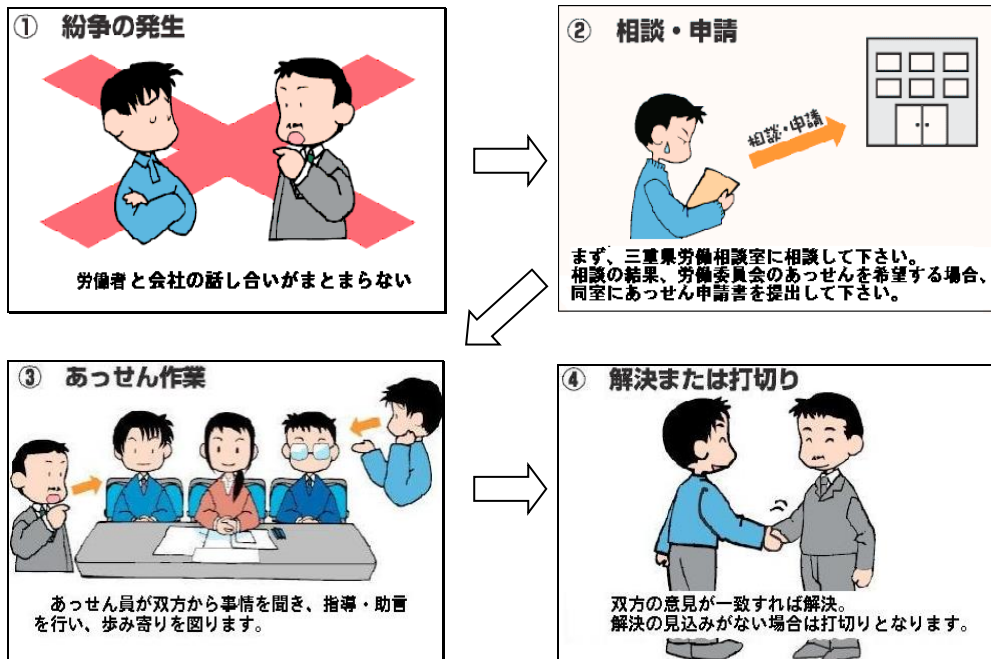
### こんなときご利用ください(例示)

- ・ 経営上の理由から配置転換を命じた従業員が、理由もなく拒否している。
- ・ 勤務評定に基づき賞与を減額した従業員から増額を求められ、話し合いがつかない。
- ・ 整理解雇した従業員に何度も説明を行っているが理解してもらえず、裁判所に訴えると言われている。

### 労働委員会のあっせんの方法

あっせん員は、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、紛争解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図ります。その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。

まず、三重県労働相談室にご相談ください。  
あっせんは、三重県労働委員会が行います。



相談・申請窓口 三重県労働相談室 TEL 059-213-8290 info@mie-kinfukukyo.or.jp  
(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)  
制度に関するお問合せ 三重県労働委員会事務局 TEL 059-224-3033 roui@pref.mie.lg.jp  
(〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)